

Q11 日米地位協定とは何ですか。また課題を教えてください。

A

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域の使用を認めた日米安全保障条約第6条を受けて、施設・区域の使用の在り方や日本における米軍の地位について定めた条約です。

具体的には、施設・区域の提供、米軍の管理権、日本国の租税等の適用除外、刑事裁判権、民事裁判権、日米両国の経費負担、日米合同委員会の設置等が定められています。

日米地位協定は、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や国民の要望にそぐわないものとなっており、刑事裁判権、米軍の管理権としての基地使用のあり方、環境汚染など、様々な問題点が指摘されていますが、昭和35年(1960年)に締結されて以降、改定は一度も行われていません。

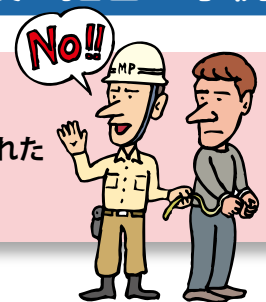
政府は、米軍及び在日米軍施設・区域を巡る問題を解決するためには、日米地位協定の運用の改善によって対応していくことが合理的であると説明しています。

沖縄県としては、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、国に対して毎年度要請を行っています。

平成14年11月の婦女暴行未遂事件の起訴前引き渡し拒否の事例

日米地位協定第17条(概要)

公務外の事件・事故の場合、裁判権は日本側にあるが、被疑者が米側に拘束された場合は、日本側が起訴するまで、引き続きその身柄を米側が拘束する。



運用改善

平成7年10月の日米合同委員会合意

殺人又は強姦という凶悪な犯罪に係る起訴前の拘禁の移転についての日本側からの要請に対し、米側は好意的な考慮を払う。



しかし

平成14年11月 婦女暴行未遂事件(沖縄県)

日本側の起訴前の身柄引き渡し要請に対し、米側は明確な理由を示さず拒否。
→起訴前の身柄引き渡しの判断は、依然として米側の裁量に委ねられている。

